

遺伝子組換え食品のお話⑤

遺伝子組換え食品の表示と検査

1. 遺伝子組換え食品には表示が義務付けられています。

(1) 輸入が始まった当初は、表示の義務はありませんでした。

1990年代後半から「表示を求める声」が高まり、表示が法律で定められました。

- 1996年 アメリカで本格的な商業栽培開始、
日本で遺伝子組換え大豆が認可、日本での輸入開始
- 1997年 いずみ市民生協で遺伝子組換え食品検査開始(日本初)
↓ 生協や消費者団体の表示を求める運動
- 2001年 表示義務化
- 2003年 食品安全基本法制定、
食品安全委員会によるリスクコミュニケーション開始
- 2009年 表示の管轄が消費者庁に移管

1998年の国会答弁

大野由利子議員の「遺伝子組換え食品」の表示義務に関する質問 ※抜粋及び要約

「選択の自由を与えるための表示義務」という要望に対し、行政側は、作物の分別集荷がなされていないことを理由に、表示が困難であるという回答を出している。行政による対応が遅々としてすすまない中、大阪いずみ市民生協は、昨年十月、遺伝子組換え食品を独自に判別する試験法を導入した。選別、また表示方に関して、生協や民間企業が行っている方法を参考にしていくことは可能であると考えが、現在、それに対する調査、検討は行われているか。



(2) 遺伝子組換え食品は、安全が確認されたものだけが流通を認められています。

遺伝子組換え食品の表示は、健康被害防止が目的ではなく、消費者の選択を保障することが目的です。

2. 遺伝子組換え食品の表示の仕組み

(1) 表示は商品ラベルの原材料名または名称のところにカッコ書きで書かれています。

名称	〇〇〇
原材料	大豆(遺伝子組換え)
内容量	300g
賞味期限	2015年12月25日
保存方法	要冷蔵
製造者	〇〇食品株式会社

表示は3種類です。

表示	原料が
(遺伝子組換え)※義務表示	IPハンドリング(注)された遺伝子組換え農産物
(遺伝子組換え不分別)※義務表示	IPハンドリングされていない農産物 ※遺伝子組換え農産物が混入している可能性あり
(遺伝子組換えではない)※任意表示	IPハンドリングされた非遺伝子組換え農産物

(注)IPハンドリング(分別生産流通管理)とは、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産・流通・加工の各段階で混入が起こらないよう管理し、そのことが書類などにより証明されることです。

(2) 表示をしなければならない品目は限られています。

- ①製造過程で組み込まれた遺伝子やその遺伝子が作る新たなたんぱく質が技術的に検出できない場合には、表示は義務付けられていません。(植物油やしょうゆ、異性化糖など)
- ②加工食品については、その主な原材料(重量上位3位まで)にあたらぬ場合は、表示が省略できることになっています。
- ③大豆、トウモロコシは、意図的ではない混入が5%未満であれば、「使用していない」と書いてもいいことになっています。

(3) コーブ商品は、国の表示対象になっていない植物油脂(大豆油・なたね油など)としょうゆ、コーンフレークも表示対象としています。

3. コープ・ラボ(商品検査センター)で遺伝子組換え食品検査を実施しています。

(1) PCR検査

遺伝子とはそのままでは目で見ることができません。特殊な装置を使って、増やしたい部分だけを増やすことにより、検出することが可能になります。こうした「遺伝子増幅技術」の代表的なものがPCR法です。

(2) 検査の目的と内容

- ①1996年に認可された遺伝子組換え食品に対して、組合員の不安が大きかったことから、1997年、日本で最初に検査を開始しました。
- ②「遺伝子組換えではない」という表示の商品に遺伝子組換え原料が使われていないか、日本で安全性審査が終了していない遺伝子組換え食品が使われていないかなどを検査しています。
- ③牛肉やお米の偽装事件後は、同じ技術を使って、肉の畜種や米の品種の特定検査も行っています。